

平成21年5月24日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18520488

研究課題名（和文） 近代世界システムのサブシステムとしての不平等条約に関する研究

研究課題名（英文） A Study on the Un-equal Treaty System as a Subsystem of the Modern World-System in 19th Century

研究代表者

小風 秀雅（KOKAZE HIDEMASA）

お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科学研究科・教授

研究者番号：90126053

研究成果の概要：

不平等条約を19世紀近代世界システムのサブシステムとして、異文化の共生を図るとともに列強の優位を維持するシステムを内包していることを明らかにし、近代世界システムのなかに構造的に位置づけるとともに、そのシステムの形成から崩壊までのプロセスを、日本を中心に東アジアの視野のなかで明らかにし、東アジアにおける近代化の国際的前提を解明した。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,100,000		1,100,000
2007年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
総計	3,200,000	630,000	3,830,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：開国、不平等条約、条約改正、冊封体制、植民地化の危機、日清戦争、中国分割

1. 研究開始当初の背景

(1)自由貿易帝国主義に代表される近代世界システム論においては、19世紀中葉における開港後の東アジアは、世界帝国主義体制において「非公式の帝国」＝不平等条約体制として取り込まれた点をもって、「公式の帝国」＝植民地化と同一視されるか、あるいは、例外的なシステムであるとして軽視されてきた。しかし、広大な地域を包含する中国、日本、朝鮮における不平等条約体制を、歴史の例外として処理することには大きな無理があった。

(2)不平等条約システムは、自由貿易によって商品経済的利益を獲得する自由貿易帝国主

義の理念に基づいている。これは、植民地化の論理とは異なるものであるが、この自由貿易帝国主義の論理が東アジアにおいて具体的にどのように展開されたのか、という点については今まで実証的な研究は極めて乏しかった。

また、この体制は、アジア側からは、不平等すなわち被支配の体制として理解され、乗り越えるべき「不当」なものとしてとらえられてきたため、国際関係上の不平等性は、必ずしも欧米とアジアの支配・被支配関係を意味するものではなかったことが明らかにされてこなかった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、1850年代以降、東アジアにおける不平等条約体制の実態を解明し、政治的・経済的側面において、欧米と東アジアとの国際関係において果たした役割を、具体的に明らかにすることである。

近代東アジアは、欧米世界に対する開国・開港によって世界経済システムに編入された。そこにおいて創出された編入システムがいわゆる不平等条約体制である。しかし不平等条約体制は、欧米からの押しつけとしてだけでなく、近代世界システム上のサブシステムとして位置づけられるべきである。

不平等条約体制の実態、ないしはその過渡性の歴史的な位置づけを行うためには、東アジアが、19世紀の世界帝国主義体制のなかで、国家主権が認められていた特殊な地域として位置づけられていたことが、積極的に再評価されなければならない。

すなわち、東アジアにとっては、不平等条約体制（「非公式の帝国」）と植民地化（「公式の帝国」）とはまったく異質のシステムであり、そういう意味で東アジアは、19世紀の世界史のなかで、国家主権が認められていた特殊な地域として位置づけられていたことを、欧米側とアジア側の両面から明らかにしなければならない。

3. 研究の方法

不平等条約体制の国際的機能について、以下の諸点を解明する。

(1) 欧米列強の相互協調と欧米とアジアの共存のふたつの側面

不平等条約とは、列強側から見れば、基本的には、国家主権を認めることによって、アジアとの共存と列強相互の協調を実現し貿易の利益を最大限引き出そうとするためのシステムである。またアジアから見れば、植民地化を防止する外交的歯止めとして機能していた。

第一は、不平等条約は、異なる文明が共存するためのシステムであった、ということである。条約とは、そこに国家間の取決めを結び条約を履行するだけの力を持った主権を有する国家が存在するということが前提になっている。

第二は、**条約が東アジアの植民地化への防波堤になっていた**、という点である。すなわち、欧米列強との条約締結は、欧米が、日本や中国を主権国家として認めたということであり、主権国家として認めたということは、条約の内容が不平等であるにせよ、近代国際法のルールでは、簡単に植民地化することができない、ということの意味するのである。

こうした、**協調と共存の国際的メカニズムを明らかにすることによって**、世界システムのなかで、この地域が国家主権を維持したことの歴史的意味が解明されるのである。

(2) 19世紀東アジアの近代化の国際的條件の解明

こうした協調と共存の側面を踏まえて、19世紀の東アジアと欧米列強との関係を再考することは、不平等条約体制理解を大きく進展させるだけでなく、**アジアにおける近代化の世界史的前提**を明らかにするという点で、極めて重要な意義を有するのである。

そのなかで不平等条約が果たした歴史的役割に関しても、従来のような民族の危機といったナショナリスティックな理解に止まらず、欧米とアジアとの間の国際的な関係全体を理解するキーワードとして理解することが可能となる。

帝国主義世界体制のサブシステムとしての不平等条約体制におけるこの共存と協調の関係を日本と中国を比較しながら解明することにより、19世紀における東アジアの国際的位置が明確になり、さらには20世紀世界システムにおけるアジアの国際的地位を

解明する歴史的条件を明らかにすることができる。

4. 研究成果

本研究では、サブシステムとしての不平等条約の形成から崩壊に至る 19 世紀後半期の東アジアの変化を明らかにするとともに、20 世紀的国際秩序の誕生を見通した。

以下、4 部にわたって論述する。

(1) 不平等条約体制システムの形成と日本

(2) 19 世紀世界システムのサブシステムとしての不平等条約体制の成立と東アジア冊封体制の動揺

(3) 19 世紀世界システムとしての不平等条約の崩壊と 20 世紀秩序の形成

(4) 結論

(1) 従来は、東アジアに植民地化の危機があったのかなかったのか、という論点をめぐって研究が進められてきており、その重要な論点が列強の軍事力の評価であった。前述の研究方法に従って、不平等条約に関する学説史をまとめた結果、軍事的、経済的な半植民地化の危機を主張する説は、論理的にも実証的にも次第に説得力を失いつつある一方で、半植民地化を否定する諸学説（小英国主義論、日本市場軽視論、不平等条約の不平等性における日中格差論）にも、問題点が存在することが明らかとなった。総じて、これまでの研究は、半植民地化の危機の有無が最大の論点となっており、不平等条約が現実に果した国際的機能に対する関心が薄かった、ということができよう。

問題は、列強の軍事力がどのくらい強力であったのか、という軍事力の大小の問題ではなく、列強は軍事力の脅威によって如何なる利益をアジアから引き出そうとしていたか、という軍事力の質的問題と、それを正当化する論理構造にある。

列強の強圧とは、自由貿易の実現のための

手段である。列強の軍事力は、あくまでも自由貿易を維持させるための軍事力であり、それ以上のものではなかった。逆にいえば、東アジアにおいて条約が遵守され、自由貿易が安定的に維持されている限りにおいて、列強は現地の政権と、なるべく円滑な関係を保持しようとしていたのである。それが、不平等条約に内包された 2 つの共存であった。

本研究では、このうち、不平等条約体制を維持するための列強の協調について、幕末における列強の軍事的干渉政策すなわち、1864 年における四国艦隊の下関砲撃事件、および翌 65 年における条約勅許を朝廷に迫るために実施された、四国艦隊の兵庫沖派遣を取り上げ、これらの軍事行動が条約履行を日本側に迫ることを目的としており、しかも当初は本国政府は、こうした軍事行動がもたらす攘夷活動の活性化を恐れて、軍事力の行使を居留地防衛に限定するように駐日公使団に、指示していたことも明らかとなった。オールコックも下関砲撃以前の 64 年当初においては、「攻撃的行為あるいは生命財産への脅威が全く存在しないととも、貿易が重大な障害なく繁栄しているかぎり、一般的政策の処置として、条約の明白な侵害のみならず、現在の貿易および外国人の生命に対する脅威をも含む何らかの直接的攻撃に対する以外は、条約をよりよく遵守させるため強制政策がとられないことがよいであろう」としていたのである。

しかし、軍事的プレゼンスの誇示が日本側とくに朝廷に対して、効果を発揮したことから、一定の軍事力の行使を認めたものの、あくまでも、列強の協同利害である条約履行の確保に目的を限定し、それ以上の行動に対しては、厳重に禁じていたことも明らかとなった。しかもこうした方針は、戊辰戦争期にも保持され、駐日公使団を拘束していたことも

明らかとなった。

(2) 冊封体制と不平等条約体制

不平等条約体制は、欧米からの押しつけとしてだけではなく、近代世界システムとして位置づけられるべきである。すなわち、前近代における冊封体制論とともに、近代における不平等条約体制論が、東アジアの地域論として論じられる必要がある。

東アジアの地域性の重要な特質として、伝統的な国際秩序としての冊封体制が挙げられるが、19世紀世界システム上のサブシステムにおける東アジアの国際的位置を考える時には、世界システムとしての不平等条約体制下にそれへの対応＝近代化を余儀なくされたこと、そのなかで、地域独自の国際秩序としての冊封体制が動揺し、日清戦争によって最終的に崩壊したこと、が冊封体制との関係から論じられなければならない。

冊封体制の崩壊は、最終的には日清戦争による清の敗北によって惹き起こされるが、日清戦争の背景に存在していた、清国が主張する東アジア世界の伝統的な華夷秩序と、日本が代弁した近代国際法的秩序という、ふたつの外交原理の対立は、1874年の台湾出兵にまで遡る。征韓論政変までは日本もこの伝統的体制を前提としてアジア外交を展開していたが、征韓論政変以後、大久保利通がアジア外交を主導するようになってからは、冊封体制と、全面的に対決する姿勢を示した。19世紀第4四半期における、こうした東アジアの国際関係は、国際秩序における基軸国としての地位をめぐる、日本と中国との対立を基調に推移するのである。

たとえば、1876年に締結された日朝修好条規は、朝鮮がはじめて結んだ近代的な条約であったが、朝鮮との条約の締結は欧米列強にとっても、非常に重要な出来事であった。条約を締結した国は万国公法上の国家として

西洋世界に承認され、植民地化する権利を行使することが認められない、という近代国際法の論理により、ロシアの南下による朝鮮のなし崩し的な植民地化を阻止する、という効果を有していたのである。朝鮮の開国は、条約のもつ植民地化の防波堤としての機能を、安政の五カ国条約締結から、18年後に実現したということができる。その意味で、日本による朝鮮の開国は、朝鮮を不平等条約体制に引き込み、冊封体制から切り離そうとする機能を果たしたのであった。

このようにして、東アジアにおける冊封体制が、日本によって内部的に動揺し始めたことは、不平等条約と冊封体制の関係を考える上で重要である。

冊封体制を台湾、琉球、朝鮮という周辺部から動揺させた日本に続いて、列強においても、中国の周辺地域において、国際紛争を惹起させ、冊封体制の動揺を増幅させる動きに出ている。

その代表例が、ヴェトナム北部をめぐる台湾侵攻を惹起した清仏戦争であり、ロシアのイリ地域への侵入、イギリスのアフガニスタン侵攻であった。こうした冊封体制の動揺は、琉球、台湾、朝鮮をめぐる日本と中国との対立に始点があったとみることができ、こうした、日中間における地域紛争は、同時に不平等条約と対になって、存在していた冊封体制を揺るがせるものとして、近代世界システムのサブシステムとしての不平等条約体制の動揺を誘発するものであったということができよう。

列強のアジア進出により、清の周辺地域において植民地化が進行するなか、清が華夷秩序を主張しうる周辺地域は、次第に限定されていったが、そのなかで、朝鮮に対する清の宗主権については、壬午事変・甲申政変と続く日本との対立の過程のなかで、次第に強化

されていった。日本は、中国の主導性を打破できず、文明の名の下に行った朝鮮改革も中国の力の前に挫折せざるを得なかった。冊封体制の最後の環は、朝鮮問題であった。

この当時の日本のアジア認識は、文明－非文明（野蛮）ないしは西洋文明（新文明）－東洋文明（旧文明）という対立図式のなかで捉えられるが、日清戦争以前には前者、すなわち文明－非文明（野蛮）の図式のなかで理解されることが多かった。文明開化した日本は、西洋世界の先兵としてアジアに対峙し、アジアを文明化する責務を追うことになるのである。対峙すべき最大の勢力は、冊封体制の頂点に位置する中国であり、この世界のなかでは日本は周辺国のひとつに過ぎず、中国に対抗する言説としては侵略、打倒という形をとることが多かった。福沢の脱亜論はその挫折を屈折して表現した言説である。

逆に言えば、朝鮮を中国が影響下に置いている限り、冊封体制は存続し続けていたのである。

(3)不平等条約の改正については、東アジアのなかで日本がもっとも早くかつ熱心に取り組んだ課題であったが、それを支えていたのは、一方での攘夷思想であるとともに、国際公法に基づいて近代化することが、条約改正にとって不可欠である、との認識をいち早く獲得していたためであった。

幕末における日本の対外態度を表現する「攘夷」という思想も、捉え方によっては、明治維新によって放棄されたのではなく、むしろ攘夷的態度ないし政策は、明治期に入ってから強化されたということが出来る。

不平等条約体制は、日本における立憲制の成立、すなわち憲法発布と条約改正の実現によって、文明対未開という論理が崩れ去ったことにより、その過渡性を明確化させた。国家主権の存在を認め、それとの共存を図るとい

うシステムにおける不平等の強制の論理は、東アジアが未開であり、近代国際法上、対等な国家として認められない、という点に立っていたのであるから、当時の欧米の憲法に比しても遜色のない憲法が公布され、帝国議会の開会とともに施行されたことは、不平等を依然として、日本に強要する論拠が失われたことを意味していたのであった。

こうした視点から見た場合、日清戦争による日本の勝利は、とりもなおさず文明の勝利であるとともに、冊封体制の終焉を意味していた。

同時に、日清講和条約により、中国への直接投資が解禁されたことは、自由貿易の維持を主目的にしていた不平等条約体制の終焉を意味していた。

経済利害が貿易から投資へと変化し、列強の勢力範囲拡張競争が熾烈になるなか、イギリスが望んでいた、不平等条約体制の維持による列強全体の利権の擁護という19世紀的な「現状維持」政策は、もはや現実性を失った。列強の勢力範囲拡大競争が演じられるなかで、列強間の対立が激しくなるいっぽうで、中国国民の強い反発を受けるようになった。そのあらわれが義和団事件であるが、皮肉にもこの事件への対応が、列強の協調行動としては最後のものとなり、その後のロシアの満州駐留により、列強の協調は完全に崩壊したのである。

不平等条約は、現地勢力との共存、列強相互の協調というふたつの勢力の、バランスの上に成立したシステムであったが、直接投資の解禁は、こうした二つのバランスを一挙に崩壊させ、列強の投資利権をめぐる競争が激化し、「中国分割」が開始された。これにより、東アジアにおける不平等条約体制は崩壊したのである。

こうした国際関係は、19世紀後半における

不平等条約体制のように、列強の協調によって、条約システムが安定的に維持されていた段階と比較すると、不安定要因が多く、国際情勢は流動化した。アジアは協調の時代から競争の時代へと変化したのである。

日清戦争は、不平等条約体制と冊封体制という2つの地域的サブシステムを同時に崩壊させた、という意味において、重要な世界的意義を有しているといえよう。

しかし、それは同時に、20世紀的世界システムへの変化を先取りするものでもあった。

列強は、中国の主権が弱体化するなか、利権の独占を阻止するいっぽう、投資のリスクを分散することにより、列強間の利害を調整する新たな国際システムの構築をはかる動きを開始したのであった。いわゆる「機会均等」の原則である。

さらに中国のナショナリズムの台頭や辛亥革命の勃発により中国の政治状況が流動化したことにより、経済利権の確保に共同歩調をとる必要が生じ、列強は台頭するアジアのナショナリズムに対応する国際システムを構築する必要に迫られつつあった。いわゆる「領土保全」の原則である。

こうした領土保全・機会均等を原則とする列強の多国間調整システムは、第一次大戦後の20世紀世界秩序が新しく形成されるなかで、国際連盟を軸とするヴェルサイユ体制や太平洋・アジア地域におけるワシントン体制として現実化していくが、東アジアにおいては、日露戦後にすでにそうしたシステムが限定的ながら構築されはじめたのであった。

しかし、そうした国際システムは、列強の同床異夢とアジア・ナショナリズムの台頭という両面からおびやかされる、きわめて脆弱なものであった。

(4) 以上の分析により、以下の点が解明された。

①列強側から見た場合の、不平等条約の機能については、列強も2つの協調の維持を意図しており、実際の軍事行動においても、現地の逸脱を禁じていた。すなわち、列強の軍力は自由貿易維持のためのものであり、東アジアには、植民地化の危機はなかったことが条約に内包されたシステムから、明らかとなった。

②1870年代以降の中国をめぐる国際紛争が、中国の冊封体制維持の政策と、それを突き崩そうとする列強との対立であり、その発端として、1874年の台湾出兵および1876年の日朝修好条規の締結を位置づけることができることが、明らかとなった。

③日清戦後における不病条約体制に見られた協調のシステムは、列強の経済的関心が貿易から投資に移行したことにより、一挙に崩壊し、現地の政治的・社会的状況の流動化から新たな協調体制の萌芽が見られ、やがて1920年代におけるあらたな国際的秩序へと発展するが、不平等条約体制が協調のなかの対立であったのに対して、20世紀の秩序は、対立の中の協調に止まり、極めて脆弱なものであったことが明らかとなった。

5. 主な発表論文等 〔雑誌論文〕(計3件)

①「19世紀世界と東アジア—不平等条約体制の機能について—」(『魅力ある大学院教育イニシアチブ平成17年度報告書・海外事業編』お茶の水女子大学、2006年9月)、114—122頁

②「明治憲法と国民統一—勤皇の社会史的再検討」(『魅力ある大学院教育イニシアチブ報告書平成18年度報告書・海外事業編』お茶の水女子大学、2007年3月)、323—328頁

③「明治憲法の制定と勤皇史観の成立」(亜東関係協会編『台日学術交流国際会議論文集 植民地化與近代化—檢視日治時代的台湾』、

2007年10月)、186～195頁

[学会発表] (計4件)

- ①「明治憲法の制定と近代日本」(於台湾大学、台湾大學日本語文創新国際学術研討会基調講演) 2006年11月4日
- ②「明治憲法と国家統合－勤皇の社会史的再検討－」(於ロンドン大学 SOAS、ロンドン大学 SOAS・お茶の水女子大学ジョイントゼミ「研究の共通磁場としての日本学」) 2007年1月20日
- ③「近代の国民アイデンティティ－勤皇の思想」(於北京日本学研究センター、北京日本学研究センター記念講演会) 2007年6月14日
- ④「明治憲法の制定と勤皇史観の成立」(於国家図書館、台日学術交流国際会議「植民地化與近代化－檢視日治時代的台湾」) 2007年9月9日

[図書] (計2件)

- ①編著『日本近現代史』(放送大学教育振興会、2009年3月)
- ②共著『日本の歴史と社会』(放送大学教育振興会、2009年3月)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小風秀雅 (KOKAZE HIDEMASA)

お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科学研究科・教授

研究者番号 90126053

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし